

理事等における報酬および交通費に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人たんなん（以下「法人」という）の理事、監事、および評議員ならびに評議員選任・解任委員会の外部委員の報酬について定め、併せて理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員ならびに第三者委員の交通費について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程において理事、監事、評議員および評議員選出・解任委員会の外部委員ならびに第三者委員とは、定款の定めにより選任された理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員ならびに理事長の委嘱により承諾を受けた第三者委員をいう。

(2) 報酬の適用は理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員に限るものとする。

第2章 報酬および交通費

(報酬および交通費の支給)

第3条 特に規定しない限り、理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員の報酬および交通費の支給とする対象は、理事会、評議員会および評議員選任・解任委員会への出席、役員または評議員としての職務上必要とされた場合の職務、研修会への出席等に対するものとする。

(2) 第三者委員の交通費の支給とする対象は、研修会の出席等によるものとする。また、研修会の出席が終日におよぶ場合は、昼食代を支給するものとする。

(3) 第1項、2項の規程にかかわらず、理事長の要請によるものも支給の対象とする。

(4) 報酬および交通費支給要件の確認については、書面による出欠の回答等をもってこれに充てる。

(5) 理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給せず、職員給与規定に準ずるものとする。

(報酬の額)

第4条 報酬額については、第3条によるものの出席の他、理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員の業務内容に対して定めるものとし、別表1のとおり支給する。

(昼食代の額)

第6条 第三者委員の昼食代は、別表1のとおり支給する。

(旅費交通費の額と基準)

第7条 理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員、ならびに第三者委員の交通費は、別表1のとおり支給する。

(支払日)

第8条 理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員の報酬および交通費は、支給事由が発生する都度支払う。

(2) 第三者委員の交通費は、研修会出席当日または後日にその都度支払う。

(報酬および交通費の改訂)

第9条 理事、監事、評議員および評議員選任・解任委員会の外部委員の報酬および交通費は、法人の業績や経営内容、社会情勢等を考慮し、見直しを行うものとする。

(2) 第三者委員の交通費についても前項と同様とする。

附 則

1. この規程は令和5年2月15日から施行する。

(別表1)

1. 報酬額

役員等の役割	職務等の内容	報酬額
理事	理事会への出席	10,000 円
	研修会への出席	10,000 円
	その他必要と認められるもの	10,000 円
監事	理事会への出席	10,000 円
	監事会（年度監査）への出席	10,000 円
	指導監査の立ち合い	10,000 円
	評議員選任・解任委員会への出席	10,000 円
	研修会への出席	10,000 円
	その他必要と認められるもの	10,000 円
評議員	評議員会への出席	10,000 円
	研修会への出席	10,000 円
	その他必要と認められるもの	10,000 円
評議員選任・解任委員会 の外部委員	評議員選任・解任委員会への出席	10,000 円
	その他必要と認められるもの	10,000 円

※定款に定める総額を超えることはできないことに留意すること。

2. 昼食代

1日につき 1,000 円とする。

3. 交通費

地 域	金 額
朝来市・養父市・福知山市	5,000 円
上記以外の但馬管内	7,000 円
上記以外の地域	実費